

枚方市告示第 549 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該意見書については、次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月9日

枚方市長 伏見 隆

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリモール枚方
枚方市北山1丁目2550番2 他
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
平成27年5月1日（平成27年枚方市告示第255号）
- 3 枚方市の区域内に居住する者等の意見の概要
 - (1) 周辺道路の交通に及ぼす影響が懸念されるため、地域の住民等の交通上の利便の確保を図ること。
 - (2) 隣接住宅地の騒音防止に努めること。
 - (3) 騒音予測地点・測定時間の選定が不十分であり、周辺の生活環境の悪影響の予測ができないと考えられるため、改めて測定値等を選定し、測定し直すこと。
 - (4) 場内の騒音等が周辺の生活環境に悪影響を与えることがないように、車両通行路の制限、防音壁の設置、騒音低減方法の検討を行うこと。
- 4 意見書の縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
枚方市岡東町12番3-410号（京阪枚方市駅隣接サンプラザ3号館4階）
枚方市地域振興部産業振興課
 - (2) 縦覧期間
平成27年10月9日から同年11月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで